

鳴門教育大学附属学校部会議規程

平成20年3月17日

規程第 1 号

改正 平成21年3月31日規程第52号
平成22年3月24日規程第62号
平成23年3月31日規程第31号
平成26年3月24日規程第37号
平成28年3月28日規程第39号
平成29年3月 8日規程第15号
平成31年3月13日規程第38号
令和 3年3月10日規程第 8号
令和 4年3月 9日規程第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳴門教育大学附属学校部規則（平成16年規則第14号）第4条第2項の規定に基づき、鳴門教育大学附属学校部会議（以下「部会議」という。）の組織等について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 部会議は、附属学校部における教育・研究及び管理運営に関する円滑な執行に資すること及び附属幼稚園、附属小学校、附属中学校ならびに附属特別支援学校間（以下「附属学校間」という。）の連携を強化し、附属学校間の協力体制の充実を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 部会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 部長

(2) 附属学校の校長（幼稚園にあつては園長とする。以下「校長」という。）

(3) その他部長が指名する者

(議長及び副議長)

第4条 部会議に議長を置き、議長は前条第1号の部長をもって充て、副議長は、同条第2号に掲げる校長のうちから、部長が指名する者をもって充てる。

2 議長は、部会議を主宰する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 部会議は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 附属学校間の連携協力に関する事項

(2) 附属学校間の教育研究に関する事項

(3) 中期目標及び中期計画の立案・実施に関する事項

(4) 附属学校間の教員の相互交流に関する事項

(5) その他附属学校間に関して部会議が必要と認める事項

(事務)

第6条 部会議に関する事務は、総務部附属学校課において処理する。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、部会議に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。